

伝統的知識の定義に係る国際的な議論について

1. 生物多様性条約の下での取扱い・議論

- ・生物多様性条約及び名古屋議定書ともに伝統的知識については未定義。
- ・名古屋議定書の交渉時にも伝統的知識の定義に係る実質的な議論はなされていない。
- ・現在、生物多様性条約及び名古屋議定書の下で、法的拘束力を伴う形で定義を定めようとする動きはない。
- ・COP11(平成24年10月)では、第8条(j)及び関連規定に係る複数年作業計画作業15(伝統的知識の返還)の付託事項案において、「原住民の知識や伝統的知識」及び「伝統的知識」の用語の解釈がブラケット付きで記載されていたところ、日本よりWIPOで作業が続けられていることに留意し解釈を記載すべきでない旨を発言。最終的には解釈が削除された形で同案が採択された。
- ・COP7(平成16年2月)において採択された「原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のためのAkwé Kon任意ガイドライン」では、伝統的知識を「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行」と定義しており、下線部を除き条約第8条(j)における記載と同じ内容となっている。

2. 世界知的所有権機関(WIPO)の下での議論

- ・WIPO一般総会第26回(平成12年9~10月)において設置が合意された「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(IGC)」において、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現・フォークロアの効果的な保護を確保する国際的な法的文書の合意に向けて議論を継続中。(当該文書の法的拘束力の有無については予断されない。)
- ・伝統的知識の定義に関しては、IGC第11回会合(平成19年7月)より具体的な議論を開始。
- ・定義の条文案は、IGC第19回会合(平成23年6月)で示された伝統的知識の保護に係る条項草案の中に初めて盛り込まれ、第21回会合(平成24年4月)の議論の対象となり、第24回会合(平成25年4月)においても引き続き議論される予定。(現時点の条文案については参考資料3をご参照)
- ・WIPO用語集(WIPO/GRTKF/IC/19/INF/8)では、狭義での伝統的知識の説明として「伝統的背景において知的活動から生じた知識の内容又は実体(以下略)」と記載。

3. その他

- ・世界保健機関(WHO)知的財産、革新、公衆衛生に関する委員会(CIPIH)の報告書(2006年)の用語解説では、伝統的知識について「一般的に容認された定義はないが、伝統的知識は、伝統を基礎とする創造、イノベーション、文学、芸術若しくは科学的作品、実演及び意匠を含むが、それらに限定されるものではない。かかる知識は、世代から世代に伝えられることが多く、かつ一定の民族若しくは土地に関連することが多い。」と記載。